

## 消費者組合をかたり個人情報削除を持ち掛ける電話に注意！

4月5日、市内80才代の独居女性宅に、公的機関を装って個人情報の削除を持ち掛ける電話がありましたので、ご注意ください。

### 事例

2日前の16時頃、消費者組合を名乗る若い男から電話があり「あなたの個人情報が漏れています。このままだと空き巣に入られとんでもないことになります。」と連絡がきた。翌日16時、再び電話があり「詐欺事件であなたの個人情報が漏れているのが分かった。早く解除しないと被害に遭う。今、防犯協会の者が行く。」と言われた。信用できるのか。（80代女性）



### アドバイス

- 公的機関をかたり「個人情報が漏れているので削除してあげる」などと持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る劇場型の詐欺です。相手にせず、電話を切ってください。
- 長時間、話をすると個人情報が知られてしまい、「手続き料金・削除料」等の名目で弁護士をかたる者から金銭を要求され「裁判になる」と脅かされることもあります。
- 一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。お金を払えと要求されたときは勇気を持って電話を切ってください。
- 事例のような電話が掛かってきた時は詐欺を疑ってください。すぐに名寄警察署（☎01654-2-0110）や消費生活センターに相談して下さい。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** ☎(01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

